

令和8年度

保育所等利用案内

秦野市



秦野市こども健康部保育こども園課
(秦野市役所本庁舎2階)
〒257-8501 秦野市桜町1-3-2
電話 0463-82-9606 (直通)

目次

1. 保育施設について	1
2. 保育所等への入所申込みができる方	1
3. 教育・保育給付認定について	2
4. 申込方法	3
5. 申込みに必要な書類	4
6. 申込みから入所までの流れ	7
7. 申込みにあたっての注意事項	8
8. 入所後の注意事項	9
9. 保育料（利用者負担額）について	14
10. 市民税所得割額の確認方法（秦野市で課税されている場合）	16
11. その他の保育サービス	17
12. 秦野市保育料（利用者負担額）算定基準表	19
13. 保育所等利用調整基準	20
14. 申込書類記入例	22
15. 保育所等一覧表	25

1. 保育施設について

この利用案内に基づき入所申込みができる市内の保育施設（以下「保育所等」と表記します。）は、以下の区別別に設置され、いずれも保護者が仕事や病気などにより、日中、家庭で子どもの保育ができない場合、児童福祉の観点から保護者に代わって保育する認可施設です。そのため、「集団生活を体験させたい」、「園の活動内容に魅力を感じた」といった理由のみでは申込みできません。また、申込者が多数となった場合は、優先順位をつけて選考を行うため、希望する施設に入所できないこともあります。

(1) 保育所

0歳から就学前までの子どもの教育・保育を実施する施設です。

(2) 認定こども園

0歳から就学前までの子どもの教育・保育を実施する定員（保育園機能）と、3歳以上の教育を実施する定員（幼稚園機能）を合わせ持つ施設です。3歳以上は教育・保育を一体的に行う年齢別のクラスが編成されます。この利用案内は、保育園機能を利用する方を対象としています。幼稚園機能を利用する場合は、施設へ直接お申し込みください。

(3) 小規模保育事業・家庭的保育事業

定員19人（家庭的保育事業は5人）以下で、0歳から2歳児（満3歳になった年度の末日）まで子どもを保育する施設です。

2. 保育所等への入所申込みができる方

保護者が次のいずれかの状況にあり、保育が必要と認められる場合に保育所等への入所申込みができます。

No.	保育を必要とする理由	保護者の状況
1	就労	1日4時間、週4日（日曜日を除く）、月16日以上働いている
2	妊娠・出産	産前産後（予定日の8週前（多胎妊娠は10週前）の日の翌月から、出産後8週の日の月末まで）
3	疾病・障害	家庭での保育が困難な病気・障害がある
4	介護・看護	同居の親族を常時介護または看護している
5	求職活動	継続的に求職活動を行っている（期間は最大2か月）
6	就学	学校や職業訓練校等に通っている
7	災害復旧	震災、火災、風水害等の復旧にあたっている
8	その他	その他市長が必要と認める場合

※No. 4、6については、就労と同様の時間条件が適用されます。

3. 教育・保育給付認定について

教育・保育給付認定とは、保育所等の保育施設や幼稚園等の教育施設を利用する場合に必要な手続きで、子どもの年齢に応じて、保育の必要性の有無や保育の必要量を認定するものです。

秦野市では、保育所等の入所申込みが教育・保育給付認定申請を兼ねていますので、別途申請する必要はありません。

(1) 認定区分

教育・保育給付認定には次の3つの区分があり、「2号」「3号」については、保育の必要量によってさらに「保育標準時間認定」と「保育短時間認定」に区分されます。保育所等の利用にあたっては、「2号」または「3号」の認定を受ける必要があります。

認定区分	年齢	保育の必要性	保育の必要量	主な利用施設
1号 教育認定	3~5歳	なし	教育標準時間	幼稚園 認定こども園(教育利用)
2号 保育認定	3~5歳	あり	保育標準時間 保育短時間	保育所 認定こども園(保育利用)
3号 保育認定	0~2歳	あり	保育標準時間 保育短時間	保育所 認定こども園(保育利用) 小規模保育事業 家庭的保育事業

(2) 保育の必要量について

2号・3号認定を受ける場合の保育の必要量について、「保育標準時間認定」と「保育短時間認定」では、次のとおりそれぞれ施設の最大利用時間が異なります。

保育標準時間	延長保育を除き1日最大11時間利用可能		
時間帯の例	7:00	18:00	19:00
	施設が定める11時間		
	延長保育 (別途料金)		

保育短時間	延長保育を除き1日最大8時間利用可能			
時間帯の例	7:00	8:30	16:30	19:00
	延長保育 (別途料金)	施設が定める8時間		延長保育 (別途料金)

※保育標準時間（11 時間）・保育短時間（8 時間）それぞれの時間帯は、施設ごとに設定されています。

※保育の必要量は、保護者の就労状況等を基準に照らし、市が決定します。

原則として、月に 120 時間以上就労等をしている場合に、保育標準時間として認定されます。

※いずれの認定であっても、実際に利用できる時間は、認定された時間のうち、保育を必要とする時間のみとなります。また、認定された要件以外の事由で利用することは、原則としてできません。

4. 申込方法

(1) 申込受付期間

(1)-1 4月入所申込みについて

入所希望月	申込受付期間	結果通知
4月（1次受付）	令和7年11月4日（火）～ 令和7年11月28日（金）	1月30日 (発送予定日)
4月（2次受付）	令和7年12月1日（月）～ 令和8年1月30日（金）	3月上旬

※4月入所申込みについて、秦野市に転入予定がなく、勤務先が秦野市内にある方は、申込時期にかかわらず2次受付となります。

※令和7年度 12月～3月の申込みは、令和8年4月入所申込みと同時に受け付けます（注：令和7年12月入所申込みは、同年11月10日が申込締切）。この場合、令和7年度・8年度それぞれに申込書類が必要です。

(1)-2 5月～3月入所申込みについて

入所希望月	申込受付期間	入所希望月	申込受付期間
5月	令和8年3月2日（月）から	10月	令和8年 9月1日（火）まで
	令和8年4月1日（水）まで	11月	令和8年10月1日（木）まで
6月	令和8年5月1日（金）まで	12月	令和8年11月2日（月）まで
7月	令和8年6月1日（月）まで	1月	令和8年12月1日（火）まで
8月	令和8年7月1日（水）まで	2月	令和9年 1月4日（月）まで
9月	令和8年8月3日（月）まで	3月	令和9年 2月1日（月）まで

※前月の締切日翌日から受付可能となります。

※結果通知は、概ね入所希望月の前月15日頃に郵送いたします。

(2) 受付場所

秦野市役所 本庁舎 2 階 保育こども園課

※郵送での受け付けは行っていません。

※11月は、市役所の土日開庁日に合わせて受け付けを行います。

(3) 保育所等の事前見学

申込みにあたっては、希望する保育所等に直接連絡し、子どもと一緒に事前の見学を必ず行ってください。

(4) 市外の保育所等へ申し込む場合

秦野市民が市外の保育所等へ申し込む場合は、事前に施設所在地の市町村に必要書類、申込み期限等を確認し、その市町村の申込み期限の 1 週間前までに秦野市役所保育こども園課に申込書類を提出してください。

(5) 秦野市外に住民登録があり、秦野市内の保育所等へ申し込む場合

秦野市に転入予定があるか、勤務先が秦野市内にある場合に、申し込まることができます。申込み先は、住民登録のある市町村となります。転入予定の方は、「住宅の売買契約書や賃貸借契約書等の写し」及び「転入に関する誓約書（様式あり）」を添付してください。入所日前日までに住民登録されない場合は、入所内定が取り消しとなります。また、転入後は、改めて秦野市役所保育こども園課で申込みの手続きをしてください。

5. 申込みに必要な書類

(1) 教育・保育給付認定申請書（現況届）兼保育所等入所申込書

(2) 入所児童調査票

(3) 保育所等の利用申込に関する確認書

(4) 保育の必要性を確認する書類（父・母それぞれに必要です。）

No.	保育を必要とする理由	提出書類
1	就労	就労証明書（様式あり） ※新規に就労する場合は、入所月から3か月の就労時間等を見込みで記載してください。 ※自営業、親族の経営する事業に従事している場合は、第三者等の証明として、税理士等の署名、所得税の確定申告書（1表）の写し、開業届または民生委員の調査書（様式あり）を添付してください。
2	妊娠・出産	母子手帳の表紙と分娩予定日記載ページの写し

3	疾病・障害	医師の診断書（ <u>保育が困難であること、その期間の記載が必要です。</u> ）、障害者手帳等
4	介護・看護	医師の診断書等、申立書・スケジュール表（様式あり）
5	求職活動	申立書（様式あり）
6	就学	在学証明書、時間割表等
7	災害復旧	罹災証明書、申立書

※65歳未満の祖父母と同居（二世帯住宅を含む。）している場合は、祖父母についても保育の必要性を確認する書類を提出してください。

※4月申込みの場合、就労証明書、診断書等の証明書類は、10月以降に発行されたものを提出してください。5月以降の申込みの場合は、申込みの締切日現在で、発行後2か月以内のものを有効とします。（例：5月入所申込みの場合、2月1日以降の証明日）

※申込み後に勤務先や保育を必要とする理由等が変更した場合は、改めて就労証明書等の書類を提出してください。

(5) その他、状況によって必要となる書類

No.	状況	提出書類
1	令和7年1月1日時点の住民登録が指定都市にある	その指定都市で発行される令和7年度市民税課税証明書（4月～8月までの保育料算定及び副食費免除判定に必要です。）
2	令和8年1月1日時点の住民登録が指定都市にある	その指定都市で発行される令和8年度市民税課税証明書（9月～3月までの保育料算定及び副食費免除判定に必要です。） ※令和8年6月頃から取得可能
3	同居親族に障害者手帳の交付を受けた者、特別児童扶養手当の支給対象者、障害基礎年金の受給者がいる	障害者手帳等の写し（年収360万円未満に相当する世帯における保育料の軽減判定及び副食費免除判定に必要です。）

4	幼稚園、特別支援学校の幼稚部、企業主導型保育事業、児童心理治療施設、児童発達支援センター等を利用している兄弟姉妹がいる	在園証明書（本市で在籍が確認できる場合を除く。保育料の軽減判定及び副食費免除判定に必要です。）
5	生計を同一にする別居の子どもがいる	住民票、扶養事実がわかる書類（年収360万円未満に相当する世帯における保育料の軽減判定及び副食費免除判定に必要です。）
6	離婚調停中で配偶者と別居している	裁判所からの通知または弁護士等の証明書（配偶者の保育の必要性を確認する書類が不要となり、ひとり親とみなされます。）
7	単身赴任等で秦野市に住民登録・課税情報がない	各年度市町村民税課税証明書（当該年度9月～翌年度8月までの保育料算定及び副食費免除判定に必要です。）

6. 申込みから入所までの流れ

希望施設の事前見学

15.保育所等一覧（25 ページ～27 ページ）を参照のうえ、希望する園に直接電話連絡し、予約をしてください。

保育方針のほか、送り迎えの可否、延長保育時間、保育料以外の実費徴収額等を確認してください。また、食物アレルギーや健康について不安な点などがありましたら、見学の際にご相談ください。



教育・保育給付認定申請・保育所等入所申込み

申込書類に不足や不備があった場合は、申込みを受け付けることができません。受付期間を確認し、余裕をもってお申し込みください。



利用調整

申込書類に基づき、保育の必要性を点数化し、申込みや希望施設の状況等を勘案して利用調整を行っています。



結果通知

結果は文書にてお知らせします。内定した場合は、施設に直接ご連絡のうえ、事前面談の日程調整を行ってください。入所人数が施設の受け入れ限度に達し、保留となった場合は、翌月以降も利用調整の対象となり、内定した時点でお知らせします。**引き続き保留となった場合の通知はありません**。申込書の有効期限は、原則として希望する入所月の属する年度末（3月末）までです。



事前面談

・慣らし保育について

入所後およそ1、2週間は、子どもを新たな環境に慣れさせる期間として、通常より短い保育時間となります。慣らし保育の期間は個々に異なり、状況によっては2週間以上かかる場合もあります。



入所（施設利用開始）

7. 申込みにあたっての注意事項

(1) 入所日、退所日

原則として、入所日は各月1日、退所日は各月末日となります。

(2) 1歳未満児の受け入れ年齢

各施設により異なりますので、25~27ページの「15.保育所等一覧表」で確認してください。

(3) 育児休業から復帰するために申込みする場合

入所翌月の14日までに復帰し、その月の末日までに復職証明書を提出してください（復職とは、育児休業を取得した職場に復帰することを指します）。入所翌月の14日までに復職していない場合や、育児休業を取得した職場に復職せず転職等をした場合は、新しい職場が決定していても原則退園となります。また、派遣社員の方で育児休業を取得されている方は、同じ派遣元に復職する必要があります。

(4) 就労見込みの証明書を提出して4月に入所した場合

4月末までに就労を開始したうえで、5月10日（土日・祝日の場合は直前の開庁日）までに改めて就労証明書を提出してください。就労時間等が申込み時より少なくなり、保育の必要性の点数が少なくなる場合は、利用調整の公平性の観点から、原則退園となります。

(5) 兄弟姉妹の申込み

兄・姉が秦野市内の保育所等に入所している場合は、原則として弟・妹は同じ施設への申込みとなります。ただし、兄・姉と同じ施設を希望したうえで、施設の受け入れ状況により入所ができないことが見込まれる場合や、その他適当と認められる理由がある場合には、弟・妹を小規模保育事業・家庭的保育事業施設に申し込むことができます。

(6) 申込みの取下げ

申込みを取り下げる場合は、早めに保育こども園課へご連絡ください。

(7) 給食

秦野市内すべての保育所等において給食の提供があります。0歳~2歳児の保育料には主食費・副食費（おかず、おやつなど）が含まれています

が、3歳児以上の保育料には含まれないため、施設による主食費・副食費の徴収があります（主食を持ち込み制にしている施設もあります）。食物アレルギーがある場合は、事前見学の際、施設へご相談ください。

なお、風邪等による欠席や自然災害等による臨時休園などの場合においても、すでに給食食材を購入し、準備していることから、原則、返金の対応は行っておりません。

(8) 副食費の免除（2号認定の場合）

市町村民税所得割額57,700円未満（ひとり親世帯、在宅障害者世帯等は77,101円未満）の世帯は、副食費が免除されます。また、教育・保育施設等に在籍する子どもが3人以上いるすべての世帯の第3子以降も免除となります。

(9) 入所保留時に認可外保育所等を利用する場合

保育所等への入所申込みが保留となった際、認可外保育所等を利用する場合は、幼児教育・保育無償化対象施設として利用できることがありますので、別途お問い合わせください。

8. 入所後の注意事項

※変更書類等はすべて秦野市役所保育こども園課に提出してください。

(1) 保育所等の休園日

原則として日曜、祝日及び年末年始（12/29～1/3）が休園日です。

(2) 求職の場合の期間

求職活動のために入所した場合は、2か月以内に就労証明書を提出してください。就労の基準を満たしている場合、教育・保育給付認定期間が延長されます。求職期間中の保育の必要量は原則として、短時間の認定となります。なお、就労に伴い、保育の必要量が変わる場合は、就労証明書が提出された月の翌月からの変更となります。

(3) 入所理由がなくなった場合

退職など、保育を必要とする理由がなくなった場合は、退園となりますので、退園届に施設の確認印をもらい、速やかに保育こども園課へ提出してください。なお、退園届は、保育こども園課窓口での受取りまたは市ホームページからダウンロードできます。

(4) 勤務先・勤務時間の変更

勤務先（場所）や勤務時間が変わった場合は、改めて、就労証明書を提出してください。保育の必要量が変わる場合は、就労証明書が提出された月の翌月からの変更となります。

(5) 市外へ転出する場合

市外への転出により退園する場合は、秦野市保育こども園課に退園届を提出（9ページ：8（2）参照）してください。転出後も引き続き同じ施設を利用する場合は、退園届を提出後、転出先の市町村で申込みの手続き（秦野市内の施設を継続して利用するためには、秦野市内に就労先がある場合に限ります。）をしてください。

(6) 住所・世帯の変更

住所や家族構成等の変更があった場合は、所定の申込用紙に変更事項を記載してください。事実婚で同居している場合も保護者とみなします。

(7) 入所理由の確認

申込み時の入所理由が継続しているかどうか、定期的に状況確認を行っています。別途、通知が届きましたら、就労証明書等の必要書類を提出してください。保育の必要性が認められない場合は、退園となります。

(8) 退職した場合

新たに就労先を探す場合は、求職活動の申立書を提出してください。退職した月の翌月から2か月以内に就労しない場合は、退園となります。

(9) 妊娠・出産期間に入所した場合

申込み時の入所理由にかかわらず、妊娠・出産の期間（1ページの「保護者の状況」参照）中に入所した場合は、出産日から8週後の月末で退園となります。引き続き、求職活動、育休などでの利用はできません。

(10) 転園したい場合

転園を希望する場合は、申込書類に転園届を添付して提出してください。申込期限は新規申込みと同じです。ただし、育休期間中の転園申込みはできません。転園の申込みは、新規入所希望者を優先するため、入所保留となる可能性が高くなっています。

(11) 長期欠席の場合

1か月以上の長期欠席をする場合は、退園となります。

(12) 翌年度以降の利用について

翌年度以降も入所を継続する場合は、改めて保育の必要性を確認しますので、就労証明書等の書類を提出してください。提出時期については、別途ご案内します。保育の必要性が認められない場合は、継続できません。

(13) 延長保育

認定された保育の必要量を超えて保育所等を利用するためには、別途延長保育料がかかります。利用を希望する場合は、各施設に直接申込みをしてください。

(14) 入所後に妊娠した場合

母子手帳の写し（表紙と分娩予定日の記載ページ）を提出してください。利用期間は、出産日から8週後の月末までとなります。育休を取得する場合は、一定の条件で継続することができます。

(15) 育休を取得した場合

妊娠・出産の期間前から保育所等を利用している場合で、育児休業を取得する場合は、次の条件で引き続き同じ施設の利用が可能です。ただし、施設の状況によっては継続できないこともあります。また、育児休業中の保育の必要量は、短時間の認定となります。

産後8週の時点で4歳児以上のクラスに在籍している場合

- 育休復帰予定日の記載された就労証明書の提出により、その育休期間中は継続利用ができます。

産後8週の時点で3歳児以下のクラスに在籍している場合

- 育休復帰予定日が出産した子どもの誕生日から1年以内となっている就労証明書の提出により、その育休期間中、継続利用ができます。ただし、育休復帰に伴い入所申込みをした結果、入所保留となり、育休を延長するときは、1歳になった年度の末日まで継続することができます。

ただし、いずれの場合も復職しないときは、新しい就労先が決定していても退園となります。なお、育休復帰については、8ページ：7(3)をご確認ください。

(16) 保育時間

保育標準時間、保育短時間のいずれの認定を受けたとしても、保育所等の利用は、実際に保育が必要な時間となります。また、原則として、勤務のない日などで家庭での保育が可能な場合は、保育所等の利用はできません。

(17) 風水害時における保育所等の対応について

風水害時においては、風水害の規模などにより臨機応変な対応が必要となります。また、迅速な対応が可能となるよう次ページの表を目安として保育を実施しております。

【簡易版】風水害時における保育所等の対応について【実際の対応は、各園からシステム】

● 警戒レベルについて

警戒レベル	避難情報等（市発令）	気象情報等（参考）
5	 緊急安全確保	・大雨特別警報が発令 ・土砂災害の発生が確認
4	 避難指示	・土砂災害警戒情報が発令 ・土砂キックルのマップが薄紫色
3	 高齢者等避難	・大雨警報（土砂災害）が発令 ・土砂キックルのマップが赤色

※警戒レベル3で右避難情報等が発令される場合があります。

※高齢者等避難の対象者には、障害のある方や子どもなど、避難に時間要する人や

避難に支援が必要な方などを含みます。

※土砂キックルマップは、秦野市総合災情情報システム内の土砂災害警戒区域等から選択

● 保育所等の対応について

警戒レベル

対応の概要

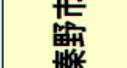
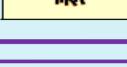
5	全国を休園とする。 ただし、開園中の場合は保護者へ「安全を確保しつつ早急なお迎え」を連絡し、児童全員の引き渡しか完了するまでは、安全な場所で保育を繼續。
4	土砂災害警戒区域及び浸水想定区域内に所在する保育所等（右表参照）は休園とする が、災害時も保育が必要な家庭に限り、安全が確保できる保育所等で代替保育を実施。その他の保育所等は、原則、休園とするが、保育が必要な家庭は保育所等と協議。
3	保育所等は、保育士の確保状況等により、安全な保育の実施が可能な限り開園とする。 保護者は、家庭での保育が可能な場合は登園を控える。なお、避難情報等が発令されていない場合は、通常どおりの保育を実施。

● 土砂災害警戒区域内及び浸水想定区域内の保育所等

保育所等	土砂	浸水	備考
若木保育園	○		特別警戒区域（レッド）近接
山辺保育園	○		特別警戒区域（レッド）近接 土石流近接
西湘秦野保育園	○		特別警戒区域（レッド）近接
つるまきこども園	○		警戒区域（イエロー）
すえひこども園	△	○	特別警戒区域（レッド）近接 3.0m未満（洪水）
ひまわり保育園	○	3.0m未満（洪水）	
ゆりかこ保育園	△	3.0m未満（洪水）※近接道路	

※○：区域に該当 △：区域に該当はないが、可能性がある

● 災害時における情報収集方法

秦野市公式LINE	 秦野市緊急情報メール	
秦野市（エックス）危機管理対策X	 秦野市総合防災情報システム	

9. 保育料（利用者負担額）について

クラスは各年度4月1日現在の年齢で決定します。年度途中で3歳になり、3号から2号に切り替わった場合でも、その年度は保育料がかかります。

■ 3～5歳児のクラス

幼児教育・保育の無償化に伴い、すべての世帯の保育料が無償化されました。ただし、給食の食材料費や送迎に関する費用、行事開催に伴う一部の費用などは対象外です。

■ 0～2歳児のクラス

市町村民税非課税世帯の保育料は無償となります。他の世帯（課税世帯）は、毎月、保育料の納付が必要となります。保育料は、保護者の市町村民税課税額に基づき算定され、入所した月の上旬に保育料決定通知が送付されます。利用しない日があっても減額はされません。

(1) 保育料の算定方法

保育料は、父母の市町村民税課税額の合算額をもとに算定します。父母がいずれも非課税で、同居の祖父母（二世帯住宅を含む。）がいる場合は、祖父母のうち、税額の高い方の額をもとに算定します。

利用月	算定に使用する課税額※
令和7年9月～令和8年8月	令和7年度の市町村民税所得割額
令和8年9月～令和9年8月	令和8年度の市町村民税所得割額

※保育料の算定にあたっては、調整控除以外の税額控除（住宅借入金等特別税額控除、配当控除、外国税額控除、寄附金税額控除等）は適用されないため、実際の市町村民税所得割額とは異なることがあります。

(2) 保育料（利用者負担額）算定基準表（19ページ参照）

保育料は、課税額と保育必要量により区分されますが、施設区分による違いはありません。

(3) 海外での収入がある場合

海外での就労等による収入がある場合は、その収入額に基づき、市町村民税課税相当額を算定します。

(4) 仮算定

所得の申告がなされておらず、課税額の確認ができない場合は、最高階層の保育料として算定されますのでご注意ください。

(5) 保育料を滞納した場合

保育料を期限までに納めていない場合は、督促状を送付するほか、財産調査（勤務先への給与照会・金融機関への預貯金照会等）を行い、差押えを実施することがあります。必ず期限までに納めてください。

(6) 保育料の軽減

対象	軽減内容
兄弟姉妹で保育所等を利用している場合（幼稚園等に在籍する兄・姉がいる場合を含む。）	小学校就学前の子どものうち、最年長の子どもから数えて2人目は半額、3人目以降は無料
市町村民税所得割額57,700円未満の世帯	子どもの年齢にかかわらず最年長の子どもから数えて2人目は半額、3人目以降は無料
市町村民税所得割額77,101円未満のひとり親世帯、在宅障害者世帯等	子どもの年齢にかかわらず最年長の子どもから数えて1人目は半額（上限9,000円）、2人目以降は無料

(7) 保育料の支払先（秦野市に住民登録のある方）

利用施設	支払先	納付方法・納付期限
秦野市内の保育所	秦野市	口座振替・毎月27日
秦野市立認定こども園		
市外の保育所（私立）		
市外の公立の保育所等	保育所等のある市町村	その市町村の指定する方法・期限
小規模保育事業・家庭的保育事業（私立）	利用施設	利用施設の指定する方法・期限
認定こども園（私立）		

10. 市民税所得割額の確認方法（秦野市で課税されている場合）

※あくまで目安としてお考えください。

(1) 市民税が給与から引かれている方（特別徴収）

毎年6月頃に勤務先から配布される「市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定通知」で確認ができます。所得割額⑥に調整控除以外の税額控除（住宅借入金等特別税額控除、配当控除、外国税額控除、寄附金税額控除等）を足した額が、およその算定基準額となります。

紙の場合		民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)									
		総所得	③	山林所得	④	税額控除額	⑤	所得割額	⑥	均等割額	⑦
		課税標準		分離短期譲渡		税額控除額	④	所得割額	⑥	均等割額	⑦
		所得区分		分離長期譲渡		税額控除額	⑤	所得割額	⑥	均等割額	⑦
		総所得金額	①	株式等の譲渡		森林環境税額	⑧	特別徴収税額	⑨	控除不足額	⑩
		障・寡・ひ・勤		上場株式等の配当等		特別徴収税額	⑩	既充当額	⑪	既納付額	⑫
		配偶者		先物取引		税額控除額	⑪	既納付額	⑫	差引納付額	⑬
		配偶者特別				変更前税額	⑬	変更前税額	⑬		
		扶養				増減額	(⑨-⑬)	増減額	(⑨-⑬)		
		基礎									
<p>※摘要欄に記載されている額を所得割額⑥に足してください。（住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除がある場合記載があります。その他税額控除は記載されていません。）</p>											

データの場合		特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)									
		額	④	特別徴収税額	⑨	6月分		12月分			
		税額控除額	⑤	控除不足額	⑩	7月分		1月分			
		所得割額	⑥	既充当・既委託納付額	⑪	8月分		2月分			
		均等割額	⑦	既納付額	⑫	9月分		3月分			
		税額控除前所得割額	④	差引納付額	(⑨-⑪)	10月分		4月分			
		税額控除額	⑤	変更前税額	⑬	11月分		5月分			
		所得割額	⑥	増減額	(⑨-⑬)						
		均等割額	⑦								
		森林環境税額	⑧	変更月	月						
<p>※摘要欄に記載されている額を所得割額⑥に足してください。（住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除がある場合記載があります。その他税額控除は記載されていません。）</p>											

(2) 市民税を納付書、口座振替で納めている方（普通徴収）

毎年6月ごろ市役所から通知される「市民税・県民税・森林環境税納税通知書」で確認できます。⑧差引所得割額に⑦配当割額控除額等と⑥税額控除額を加えた額が、算定基準額になります。

神奈川県秦野市 市民税・県民税・森林環境税納税通知書

		(単位 円)		
所得区分	③課税標準額	④算出所得割		市 民 税 県 民 税
		総所得		
株式等				
譲渡短期				
譲渡長期				
先物取引				
⑤調整控除額				
⑥税額控除額				
⑦配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額				
⑧差引所得割額				
⑨均等割額				
⑩森林環境税額				
⑪年税額				
内訳	特別徴収(給与)税額			
	特別徴収(年金)税額			
	普通徴収税額			

⑪年税額のうち、普通徴収税額については各納期限までに同封の納付書により納めてください。なお、バーコードのない納付書は、コンビニエンスストア等ではお取り扱いできません。



11. その他の保育サービス

(1) 一般型一時預かり事業

保育所等を利用していない保護者が、仕事や通院、冠婚葬祭等で一時的に家庭での保育ができない場合に、週3回を限度として保育所等で子どもを預かる事業です。申込方法や利用料金については、25~27ページの「15.保育所等一覧表」を確認のうえ、実施している施設にお問い合わせください。

また、保育所等を利用していない方で、保育の必要性があると認定（別途申請が必要）を受けた場合は、3~5歳児は月額37,000円、市民税非課税世帯の0~2歳児は月額42,000円を上限として利用料を助成します。詳しくは保育こども園課にお問い合わせください。

(2) 園庭開放・地域交流事業

保育所等に通っていない子どもや近隣地域にお住まいの方々を対象とした交流事業を実施している保育所等もあります。子育てに関する相談を受けたり、必要に応じた情報提供なども行っています。詳しい内容は、25~27ページの「15.保育所等一覧表」を確認のうえ、実施している施設にお問い合わせください。

(3) 病後児保育室「おひさまルーム」

病気回復期で、「学校や保育所等で集団生活をするには、もう少し体力の回復を待ってから」と考えている、生後4か月から小学3年生までの子どもを預かる事業で、市立ひろはたこども園（下大槻138）に設置されています。利用するためには、直接保育室に連絡し、仮予約をしたあと、医師の診察を受け、医師連絡票の発行を受ける必要があります。症状によっては預かることができないこともあります。

- ・実施日 月曜から金曜（祝日除く）7:30～18:30
- ・電話 0463-79-3115（FAXも同じ）

(4) 幼稚園型一時預かり事業

幼稚園や認定こども園の中には、教育利用の在園児を対象に、降園時間後や長期休暇中に子どもを預かる「幼稚園型一時預かり事業」を実施している園があります。以下は市立施設の実施時間です。

- ・実施日 月曜から金曜（祝日除く）
- ・時間 9:00～18:00（幼稚園） 8:30～17:00（認定こども園）
また、保育の必要性があると認定（別途申請が必要）を受けた場合は、「日額450円×利用日数」を基準に、月額11,300円を上限として預かり保育の利用料を助成します。詳しくは保育こども園課にお問い合わせください。

(5) 保育コンシェルジュ（秦野市役所保育こども園課）

保育こども園課では、保育コンシェルジュを設置し、開庁時間内で保育サービスに関する相談を受け付けています。子どもの預け先に関する相談のほか、家庭の状況に合わせた保育サービスの提案をしています。

- ・受付 9:00～12:00、13:00～17:00（水曜除く）

(6) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備することを目的として実施する事業です。月一定時間の利用可能枠の中で、就労要件等を問わずに利用することができます。詳しくは保育こども園課にお問い合わせください。

12. 秦野市保育料（利用者負担額）算定基準表

階層	教育・保育給付認定子どもの 属する世帯の階層区分	利用者負担額（月額）	
		0～2歳児クラス	
		保育標準時間	保育短時間
A	生活保護法世帯	0 円	0 円
B	市町村民税非課税		
C	市町村民税均等割額のみ課税	6,500 円	6,400 円
D1	48,600 円未満	9,000 円	8,800 円
D2	48,600 円～54,000 円未満	12,600 円	12,400 円
D3	54,000 円～62,000 円未満	14,300 円	14,100 円
D4	62,000 円～71,000 円未満	16,600 円	16,300 円
D5	71,000 円～97,000 円未満	19,600 円	19,300 円
D6	97,000 円～111,000 円未満	27,500 円	27,000 円
D7	111,000 円～134,000 円未満	31,000 円	30,500 円
D8	134,000 円～154,000 円未満	36,000 円	35,400 円
D9	154,000 円～169,000 円未満	38,000 円	37,400 円
D10	169,000 円～238,000 円未満	45,400 円	44,600 円
D11	238,000 円～260,000 円未満	48,900 円	48,100 円
D12	260,000 円～301,000 円未満	50,300 円	49,400 円
D13	301,000 円～348,000 円未満	57,100 円	56,100 円
D14	348,000 円～366,000 円未満	58,900 円	57,900 円
D15	366,000 円～386,000 円未満	60,200 円	59,200 円
D16	386,000 円～397,000 円未満	60,700 円	59,700 円
D17	397,000 円～417,000 円未満	65,100 円	64,000 円
D18	417,000 円～	67,500 円	66,400 円

- この表の市町村民税所得割額を計算する場合には、調整控除以外の税額控除（住宅借入金等特別税額控除等）は適用されません。
- 同一世帯から2人以上の子どもが保育所等に入所している場合は、2人目の保育料は半額、3人目以降は無料です。また、幼稚園、特別支援学校の幼稚部、企業主導型保育事業、児童心理治療施設、児童発達支援センター等に在籍している兄や姉がいる場合も同様に軽減されます。
- 所得割額57,700円未満の世帯は、小学生以上の子どもを含め、原則第2子の保育料は半額、第3子以降は無料です。
- ひとり親世帯、在宅障害者世帯、その他の世帯（生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると認められる世帯）のうち、所得割額77,101円未満の世帯は、小学生以上の子どもを含め、原則第1子の保育料は半額（上限9,000円）で、第2子以降は無料です。

13. 保育所等利用調整基準

【基本点数】

No.	理 由	保護者の状況	点 数
1	就労	居宅外就労	1か月の労働時間が150時間以上 12
			1か月の労働時間が120時間以上 11
			1か月の労働時間が 90時間以上 10
			1か月の労働時間が 64時間以上 9
		自営・親族経営 (居宅外就労)	1か月の労働時間が150時間以上 11
			1か月の労働時間が120時間以上 10
			1か月の労働時間が 90時間以上 9
			1か月の労働時間が 64時間以上 8
		居室内就労	1か月の労働時間が120時間以上 8
			1か月の労働時間が 90時間以上 7
			1か月の労働時間が 64時間以上 6
		内 職	1か月の労働時間が 64時間以上 6
2	妊娠・出産	予定日の8週前(多胎妊娠は10週前)の日が属する月の翌月から、産後8週を経過する日の属する月末まで	9
3	疾病・障害	疾病	1か月以上の入院・常時病臥 12
			通院加療中で、常に安静を要するなど、常時保育が困難 11
			通院加療中で、保育が困難 10
		障害	身体障害者手帳1級・2級
			精神障害者保健福祉手帳1級・2級 12
			療育手帳A1・A2
			身体障害者手帳3級
			精神障害者保健福祉手帳3級 10
			療育手帳B1・B2
		介護・看護	月20日以上・1日6時間以上 10
			月16日以上・1日4時間以上 8
			別居親族の介護・看護 6
5	求職活動	求職活動に伴い保育が必要	2
6	就学	大学、専門学校、職業訓練校等	月16日以上・1日4時間以上 8
			通信制 6
7	転園	転園希望	1
8	災害復旧	震災、風水害、火災等による災害の復旧に当たっている	12

1. 基本点数は、父母いずれか低い方の点数とする。
2. 就労等の最低基準は、月16日・週4日・1日4時間以上とする。
3. 児童福祉の観点から特に保育の実施が必要と認められる場合は、当該児童及び世帯の状況に応じて別途判断する。
4. 保育士の加配などが必要と判断される児童は、この選考基準をもとに別途協議する。
5. 転居等で継続して通うことが困難な状況が認められる場合は、他の基本点数を採用する。

【調整点数】

No.	保護者の状況	点 数
1	保護者が秦野市内の保育所等で保育教諭・保育士として勤務する(内定を含む)場合	7
2	ひとり親世帯	6
3	生活保護世帯で、就労による自立支援につながると見込まれる場合	2
4	育児休業明け	3
5	兄弟姉妹がすでに保育利用している施設への申し込み	3
6	小規模保育事業・家庭的保育事業の利用期限を迎える世帯	3
7	育休取得に伴い退園した施設に再度申し込み(認定こども園で1号に切り替えた場合も含む)	3
8	父母ともに基準を満たす就労実績が直近3か月以上ある場合(自営・親族経営を除く)	1
9	保育の必要性が確認できない65歳未満の祖父母と同居(二世帯住宅も含む)	-5
10	申込児童以外の就学前児童が保育所等を利用していない場合	-2
11	市外在住者(保護者が秦野市内の保育所等で保育教諭・保育士として勤務する(内定を含む)場合及び利用開始までに転入する場合を除く)	-6
12	内定辞退	-3
13	保育料の滞納がある場合(納付誓約書を提出し、計画どおり納付している場合を除く)	-10

1. 該当する点数を合計する。ただし、No.1及びNo.2の加点は、他の加点と重複適用しない。
2. 市外在住者(No.1の加点を除く)または転園希望の場合は、加点を適用しない。
3. No.6の加点は、No.4またはNo.8との重複適用はしない。
4. その他特別の事情が認められる場合は、当該児童及び世帯の状況に応じて別途判断する。

- ・「基本点数+調整点数」が同点の世帯については、次の「調整順位」により決定する。

【調整順位】

No.	保護者の状況	順位
1	秦野市内の保育所等の保育教諭・保育士	1
2	ひとり親世帯	2
3	疾病・障害	3
4	育児休業明け	4
5	生活保護世帯	5
6	第3子以降の申し込み	6
7	出産	7

- ・原則、「基本点数+調整点数」及び「調整順位」が高い世帯から入所内定とする。ただし、入所調整の結果、複数の施設に入所が可能な場合は、より多くの児童が入所できるよう、第1希望以外の施設に入所内定する場合がある。

14. 申込書類記入例

第1号様式（第4条、7条関係）

令和8年度 教育・保育給付認定申請書(現況届)兼保育所等入所申込書

(宛先)秦野市長・秦野市福祉事務所長 子ども・子育て支援法 申請児童名 フリガナ 秦野 太郎		1枚の申込書で3名まで同時に記入できます。		認定及び保育所等への入所に 申込み年度初日の年齢を記入してください。 ます。		令和〇年11月〇〇日 記載不要	
		性別 男・女 男・女 男・女		生年月日 令和4年12月〇〇日 令和7年5月〇〇日 年 月 日		年度初日の年齢 3歳 0歳 歳	
保護者氏名(続柄 父) フリガナ 秦野 登		保護者氏名(続柄 母) フリガナ 秦野 歩				令和7年1月1日の住所 1 秦野市 2 市外 (〇〇県〇〇市)	
保護者住所 〒257-8501 秦野市 桜町1-3-2		ひとり親の場合は、 その理由と発生年 月日を記入してく ださい。		ひとり親の場合はの理由 離婚・死別・別居(調停 有・無) 未婚・その他() 発生年月日 年 月 日			
申請児童の同居者氏名 続柄 年齢 秦野 登 父 35歳 秦野 歩 母 35歳 秦野 進 兄 5歳 秦野 桜 祖母 65歳		生年月日 単身赴任等で秦野市 に住民登録がない場 合は、余白に住所を記 入してください。		職業・学校名等 会社員 ※住所:〇〇〇〇			
二世帯住宅の場合も、同 居として祖父母等を記入し てください。		年 月 日 有の場合は、障害者手帳等の 写しを提出してください。		入所希望年度に幼稚園等を利用する 弟兄姉妹がいる場合は記入してく ださい。後日在園証明書を依頼する場合 があります。			
生活保護法の適用 有・無		在宅障害者の有無 有・無		申請児童以外で幼稚園・保育所等を利用している児童 有・無			
希望順位 1 2		希望施設名 ○○保育園 ○○○保育園		見学 済・未		希望順位 3	
希望利用期間 令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで				妊娠・出産で申込む場合 は、予定日の8週後の月 末としてください。			

◎事前に必ず施設の見学を行ってください。

父親の状況

保育を必要とする理由	就労・疾病・障害・介護・通学・求職中・災害復旧
就労形態	正社員・パート・派遣・在宅勤務・内職・自営・その他()
就労先・通学先	名称 (株)○○○○ 所在地 東京都○○区○○○1-1-1
就労時間	平日 9:00 ~ 18:00 土曜 : ~ :
休日	週 2 回(土・日 曜日) ・ 不定期()
通勤・通学時間	片道 1 時間 30 分 交通手段(電車)
疾病・障害	名称 手帳の有無 無・有(級) 状況 入院中・通院(月・週 回)

母親の状況

保育を必要とする理由	就労・疾病・障害・介護・通学・求職中・災害復旧・出産
就労形態	正社員・パート・派遣・在宅勤務・内職・自営・その他()
就労先・通学先	名称 (株)○○○ 所在地 神奈川県○○市○○2-2-2
就労時間	平日 8:30 ~ 15:00 土曜 9:00 ~ 14:00
休日	週 回(曜日) ・ 不定期(シフトによる)
通勤・通学時間	片道 時間 30 分 交通手段(車)
疾病・障害	名称 手帳の有無 無・有(級) 状況 入院中・通院(月・週 回)
出産予定	無 有(予定日 年 月 日)

祖父母の状況

氏	出産予定がある場合は、母子手帳の写しを提出してください。	表面の「申請児童の同居者氏名」欄にも記入		死亡または不明の場合は、該当欄にチェックしてください。	就労の有無
		年齢	住所(申請児童と同居の場所)		
祖父(父方)		歳		<input checked="" type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 不明	有・無
祖母(父方)	秦野 桜	65歳	同居	<input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 不明	有・無
祖父(母方)	丹沢 次郎	60歳	○○県○○市3-3-3	<input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 不明	有・無
祖母(母方)	丹沢 素	57歳	○○県○○市3-3-3	<input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 不明	有・無

確認欄

- 申請内容の審査に際し、住民登録情報・個人番号・税情報・その他必要な情報について調査・確認をすることがあります。
- この申請に基づく情報は、利用調整及び教育・保育の運営上必要と認められる場合、各施設・事業者に提供することができます。
- 教育・保育給付認定について、新年度4月申込みの場合は、審査に時間を見るため、翌年3月までに
- 父母いずれも非課税のときは、同居の祖父母のうち税額の高い方で保育料(利用者負担額)を算定します。
- 申請内容が事実と異なる場合は、教育・保育給付認定及び入所決定を取り消すことがあります。
- 保育料(利用者負担額)を滞納した場合は、児童手当を現金支給に切り替えての納付をお願いします。
- 滞納状況を利用施設と共有し、施設から保護者へ納付についてお話をすることができます。

以上のこととを確認したうえで、教育・保育給付認定申請書(現況届)兼保育所等入所申請書を提出

確認欄をお読みのうえ、
父母どちらかの署名をお願いします。

秦野 歩

保護者署名

入所児童調査票

申込み時点で想定する利用時間を記入してください。

記入日 令和〇年11月〇〇日

施設利用等について

施設利用希望時間	平日(曜日を除く) 8時00分～16時00分まで
	土曜 時 分～ 時 分まで
希望認定時間	<input type="checkbox"/> 保育短時間(施設が定める8時間以内) · <input checked="" type="checkbox"/> 保育標準時間(同11時間以内)
現在の保育状況	<input checked="" type="checkbox"/> 自宅で保育(誰が 母) · <input type="checkbox"/> 自宅以外 就労時間等により希望する認定にならないこともあります。 <input type="checkbox"/> 職場の保育施設 · <input type="checkbox"/> その他
希望日に利用開始できなかった場合	<input type="checkbox"/> 自宅で保育 · <input checked="" type="checkbox"/> 就労等を開始し、自宅以外(<input type="checkbox"/> 〇〇保育園(認可外))で保育 <input type="checkbox"/> 育休を延長 ⇒ <input type="checkbox"/> 翌月以降、入所が決まつたら復帰 ⇒ <input type="checkbox"/> 育休を延長するため、申し込み 無償化の対象になることがありますので、お問い合わせください。
送迎者情報	送迎者の続柄 送り(母) · 迎え(母) 交通手段 送り(車) · 迎え(車)

健康状況等について

児童名 秦野 太郎

出生時の体重	3210 g	現在の体重	14 kg
受けた健康診査	<input checked="" type="checkbox"/> 4か月 <input checked="" type="checkbox"/> 8～10か月 <input checked="" type="checkbox"/> 1歳 <input checked="" type="checkbox"/> 1歳6か月 <input type="checkbox"/> 3歳6か月	検診時の指導()	
年齢に合わせた予防接種	<input checked="" type="checkbox"/> 全て受けている <input type="checkbox"/> 受けていない予防接種がある	<input type="checkbox"/> 全く受けていない	
発達・発育で気になること	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり(具体的に)	「あり」の場合は、具体的な内容を記入してください。	
療育相談員への相談	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり(具体的に)		
定期的な通院状況	<input type="checkbox"/> なし <input checked="" type="checkbox"/> あり(病名 <input type="checkbox"/> 〇〇)	通院先 <input type="checkbox"/> 〇〇病院)	
アレルギーの有無	<input type="checkbox"/> なし <input checked="" type="checkbox"/> あり(具体的に <input type="checkbox"/> 卵)		
食事制限の有無	<input type="checkbox"/> なし <input checked="" type="checkbox"/> あり(具体的に <input type="checkbox"/> 卵)		
障害者手帳の交付	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり()	手帳 級)	

⇒第2子、第3子については、裏面に記入してください。

該当する方は、必ず確認してください。

注意事項

育休復帰で入所内定した方

入所翌月の14日までに復帰し、その月末までに復職証明書を提出してください。

※14日までに復帰できない場合は、原則退園となります。

就労内定の証明書を提出して4月に入所内定した方

4月末までに就労を開始し、5月10日までに再度、就労証明書を提出してください。

※申請時より就労時間等が少ない場合は、原則退園となります。

求職活動のために入所内定した方

入所後2か月以内に就労を開始し、就労証明書を提出してください。

※求職活動での利用期間は、最大2か月です。

15. 保育所等一覧表

◇認定こども園

公私	番号	施設名	所在地	保育定員	電話	受入れ年齢	平日時間 土曜時間	一時預かり	園庭開放等
公立	1	すえひろこども園	末広町 6-35	120	82-4556	6か月	7:30~19:00 7:30~17:00	○	○
	2	つるまきこども園	鶴巻 2248-1	120	78-3424	6か月	7:30~19:00 7:30~17:00	○	○
	3	ひろはたこども園	下大槻 138	100	77-3434	4か月	7:30~19:00 7:30~17:00	○	○
	4	みどりこども園	緑町 16-2	75	81-1629	6か月	7:30~19:00 7:30~17:00	○	○
	5	しぶさわこども園	渋沢上 1-12-2	120	87-1021	6か月	7:30~19:00 7:30~17:00	○	○
私立	6	いまいすみ保育園	尾尻 952-16	120	82-6226	6か月	7:00~19:00 7:00~18:00	△	○
	7	やまゆりこども園	沼代新町 3-42	78	88-7810	2か月	7:00~19:00 7:00~18:00	—	○
	8	白百合幼稚園	鈴張町 2-22	50	81-2530	6か月	7:00~19:00 7:00~18:00	—	○
	9	サンキッズ 南が丘こどもえん	南が丘 2-1	90	81-9511	2か月	7:00~19:00 7:00~18:00	○	○
	10	ペコちゃんこども園 ほりかわ	堀川 109-2	50	26-4438	6か月	7:00~19:00 7:00~19:00	△	○

◇保育所

公私	番号	施設名	所在地	保育定員	電話	受入れ年齢	平日時間 土曜時間	一時預かり	園庭開放等
私立	1	南秦野保育園	平沢 1243-3	150	81-8306	2か月	7:00~19:00 7:00~18:00	○	○
	2	ひまわり保育園	室町 3-23	80	82-3405	4か月	7:00~19:00 7:00~17:00	○	—
	3	第一保育園	本町 1-3-1	80	81-3175	4か月	7:30~19:00 7:30~17:00	—	—
	4	若木保育園	東田原 440-5	50	81-6332	2か月	7:00~19:00 7:00~19:00	○	○
	5	西湖秦野保育園	横野 231	120	75-2818	2か月	7:00~19:00 7:00~19:00	—	○
	6	なでしこ保育園	南矢名 2290-3	100	77-7111	2か月	7:30~19:00 7:30~17:30	—	○
	7	こひつじ保育園	渋沢 2-7-15	70	87-2088	4か月	7:30~19:00 7:30~17:00	—	△
	8	みどり保育園	並木町 9-36	90	88-3702	2か月	7:00~19:00 7:00~19:00	○	○

◇保育所

公 私	番 号	施 設 名	所 在 地	保 育 定 員	電 話	受入れ 年齢	平日時間 土曜時間	一時 預 かり	園庭 開放 等
私 立	9	にこにこ保育園	立野台 1-3-7	60	83-2525	2か月	7:30~19:30 7:30~16:30	○	○
	10	ふくろうのもり 保育園	平沢 1243-3	20	81-8306	2か月	8:00~22:00 8:00~18:00	—	—
	11	なでしこ第2 保育園	下大槻 174-2	80	78-3939	4か月	7:30~19:00 7:30~17:30	—	○
	12	山辺保育園	横野 57-1	70	72-7621	2か月	7:00~19:00 7:00~19:00	○	○
	13	第2にこにこ 保育園	尾尻 546-1	60	85-0808	2か月	7:30~19:00 7:30~16:30	—	○
	14	ゆりかご保育園	鶴巻南 5-1-5	68	77-6870	2か月	7:00~19:00 7:00~18:00	○	○
	15	あおば保育園	尾尻 939-10	30	83-6273	2か月	7:00~19:00 7:30~18:00 (P8.4~変更予定)	○	—
	16	虹と風保育園	渋沢 2-42-1	90	89-1325	2か月	7:00~19:00 7:00~18:00	—	—
	17	アカデミーコスモス 保育園	今泉 2208-5	70	81-9653	6か月	7:00~19:00 7:30~17:00	—	—
	18	ハレノヒ保育園	名古木 38	90	82-8001	6か月	7:00~19:00 7:00~17:00	—	○
	19	秦野さくらんぼ 保育園	栄町 5-11-1	65	83-2571	4か月	7:00~19:00 7:30~17:00	○	—
	20	堀川ほほえみ保育園	堀川 22-1	60	73-7233	2か月	7:00~19:00 7:00~18:00	○	○
	21	つくし保育園	鶴巻南 1-1-6	30	73-8120	3か月	7:00~19:00 7:00~18:00	—	—
	22	ベル・フラワー 保育園	今川町 1-2	30	83-3051	2か月	7:00~19:00 7:00~18:00	—	—
	23	アカデミーアイ 保育園	今泉 301-1	78	67-8957	6か月	7:00~19:00 7:30~17:00	—	—

◇小規模保育事業

公私	番号	施設名	所在地	保育定員	電話	受入れ年齢	平日時間 土曜時間	一時預かり	園庭開放等
私立	1	つくしんぼ保育園	鶴巻南 1-1-6	12	72-7014	3か月	7:00~19:00 7:00~18:00	—	—
	2	煌星（きらほし）保育園	柳町 1-16-11	19	72-8058	2か月	7:30~18:30 7:30~17:00	—	—

◇家庭的保育事業

公私	番号	施設名 (家庭的保育者)	所在地	保育定員	電話	受入れ年齢	平日時間 土曜時間	一時預かり	園庭開放等
私立	1	おかのうえ保育室 (瀬戸 美千子)	南が丘 3-1	5	080-7532-0405	6か月	8:00~18:00 土曜なし	○	—

※各施設とも受入れ年齢経過後の翌月から利用できます。

※家庭的保育事業において 8:30~16:30 の時間帯を超える利用をご希望になる場合は各施設にお問い合わせください。

※令和7年10月1日時点（予定を含む。）の情報となります。最新の情報については、下記ホームページ「保育所等一覧ページ」からご確認ください。

◆関連ページ

保育所等申込案内ページ	保育所等一覧ページ
	
市外の保育所等・市外からの当市保育所等の申込案内ページ	幼児教育・保育の無償化ページ
	